

固定資産税（償却資産）税額の算定誤りについて

堺市では、令和 3 年度の固定資産税（償却資産）において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した事業者に軽減措置（以下、「軽減措置」）を実施していましたが、当該軽減措置の一部に誤りがあり、その結果令和 3 年度と令和 4 年度の固定資産税（償却資産）について、一部の事業者の評価額及び税額の算定に誤りがあることが判明しました。

対象となる事業者の皆様にはご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。算定に誤りがあった事業者の皆様には、正しい評価額で算定した納税通知書を再度送付します。

今後、このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 発覚経緯

- 令和 4 年 6 月 22 日（水）10 時頃に、令和 4 年度の固定資産税（償却資産）の軽減処理を行っていた際に、1 件の資産データに不適正な算定がされていることを本市職員が発見しました。
- 直ちに固定資産税課において調査したところ、6 月 23 日（木）11 時頃、当該事業者のほかにも、令和 3 年度に軽減処理を行った資産のうち、複数事業者の償却資産の税額が正しい金額よりも過少に算定されているものがあることが判明しました。

2 算定誤りの件数・金額

	事業者数	最大金額	最小金額	合計金額
令和 3 年度分	4 件	7,800 円	500 円	13,300 円
令和 4 年度分	13 件	13,500 円	100 円	31,500 円
合計	17 件	—	—	44,800 円

※今回の算定誤りは、全件、本来徴収すべき金額より過少に算定したものです。

※17 事業者のうち対象は 13 事業者（令和 4 年度のうち 4 件は令和 3 年度と同一事業者）となります。

3 原因

- 令和 3 年度の軽減措置制度に対応するため、システム管理の委託事業者（以下、「システム管理会社」）にシステム改修を依頼し改修されたシステムで令和 3 年度の固定資産税（償却資産）を算定しました。
- システム改修を行った際に、市及びシステム管理会社において、正しい処理を行うことができているか、影響範囲を想定し確認を行いました。影響範囲の想定が十分でなく、発見することができませんでした。なお、令和 4 年度に算定誤りが生じているのは、誤って算定した令和 3 年度の評価額を令和 4 年度に引き継いだことによるものです。

4 現在の対応

- ・税額の算定に誤りのあった事業者の皆様に対して、順次連絡を行いお詫びし、正しく算定した税額について説明を行っています。（対象 13 事業者）
- ・7月5日（火）に対象となる 13 事業者に対し、正しい納税通知書を発送します。

5 再発防止策

- ・今回の事案は、システム改修に伴う確認が不十分であったために発生したものです。今後は、システム管理会社との協議を従来以上に綿密に行い、さらには、網羅的チェックを強化し、データ全体の整合性チェックを必ず行うことにより再発防止を徹底します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：財政局 税務部市税事務所 固定資産税課 電 話：072-231-9765 ファックス：072-251-5633
----------------------------	---------------------------------------------------------------------